

# 新宿商人

新宿区商店会情報誌

〔 しんじゅくあきんど 〕

vol.15

[ 2020年6月号 ]

発行:新宿区文化観光産業部  
産業振興課

☎03-3344-0701

FAX:03-3344-0221

✉shoten-rece

@city.shinjuku.lg.jp

Provision

助成金・給付金

Financing

融資

Consultation

相談

税金猶予

Tax Grace



コロナ危機を乗り越えるために

緊急  
特別編集  
Special Issue

# 支援策 活用ガイド

新型コロナウイルス感染症の拡大と外出自粛要請により、商店街はかつてない苦境に陥っています。そこで、今号の「新宿商人」では緊急特別編集として、国や都、区などによる、中小企業や店舗を対象にした支援策をまとめました。ぜひ、自身のケースに合う支援策を活用していただき、みなさまの一助となれば幸いです。

## 給付金詐欺に注意!!

新型コロナウイルスに関連する給付金や融資を装った不審な電話やメール等が確認されています。不審な電話・メール等を受けた際は、最寄りの警察署にご相談ください。

※本誌掲載情報は5月25日現在のものになります。最新情報や詳しい内容は、各問い合わせ先にご確認ください。

カテゴリ	ケース	支援事業	内容	問い合わせ先	詳細は
給付金・助成金	コロナの影響で売上が減少していて、資金繰りに困っている。	持続化給付金	▶ 法人最大 <b>200</b> 万円 ▶ 個人事業主最大 <b>100</b> 万円	▶ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 ☎03-6831-0613	▶ P 02
	休業要請に応じ営業を自粛したため、事業が継続できない。	東京都感染症拡大防止協力金	▶ <b>50</b> 万円 (複数事業所の場合100万円)	▶ 東京都緊急事態措置等・ 感染症拡大防止協力金相談センター ☎03-5388-0567	▶ P 03
	[大家、ビルオーナー向け]コロナの影響で売上が減少している事業者(賃借人)に対して、店舗等の家賃を減額したので支援を受けたい。	新宿区店舗等家賃減額助成	▶ 最大 <b>150</b> 万円	▶ 新宿区文化観光産業部 店舗等家賃減額助成担当 ☎03-5273-3554	▶ P 03
	従業員を一時的に休業させたが、手当の支払いが大変。	雇用調整助成金の特例措置	▶ 最大休業手当の <b>10割</b>	▶ 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999	▶ P 04
	売上減少を補い、事業を継続するために、販路開拓をしたい。	小規模事業者持続化補助(コロナ特別対応型)	▶ 掛かる経費のうち ▶ 最大 <b>100</b> 万円	▶ 日本商工会議所小規模事業者 持続化補助金事務局 ☎03-6447-5485	▶ P 04
融資	収入が減少したため、生活を支援してほしい。	特別定額給付金	▶ 一人 <b>10</b> 万円	▶ 総務省特別定額給付金コールセンター ☎0120-260020	▶ P 04
	当面の事業資金を調達したい。	新宿区中小企業向け制度融資 商工業緊急資金(特例)	▶ 信用保証料不要 ▶ 利子負担なし ▶ 最大500万円融資	▶ 新宿区文化観光産業部 産業振興課 ☎03-3344-0702	▶ P 06
		東京都・感染症対応融資	▶ 無利子・無担保 ▶ 信用保証料不要 ▶ 最大3000万円融資	▶ 東京都産業労働局金融部金融課 ☎03-5320-4877	▶ P 06
		東京都・新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	▶ 信用保証料不要 ▶ 利子負担なし ▶ 最大8000万円融資	▶ 東京都産業労働局金融部金融課 ☎03-5320-4877	▶ P 06
		東京都・危機対応融資	▶ 信用保証料不要 ▶ 利子負担なし ▶ 最大8000万円融資	▶ 東京都産業労働局金融部金融課 ☎03-5320-4877	▶ P 06
		新型コロナウイルス対策 マル経融資【日本政策金融公庫】	▶ 無担保 ▶ 無保証 ▶ 最大3000万円融資	▶ 東京商工会議所 新宿支部 ☎03-3345-3290	▶ P 07
		新型コロナウイルス感染症 特別貸付【日本政策金融公庫】	▶ 最大3億円(中小企業事業) ▶ 最大6000万円融資 (国民生活事業)	▶ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505	▶ P 07
	新型コロナウイルス感染症 特別貸付【商工中金】	▶ 最大3億円融資	▶ 商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711	▶ P 07	
	既存債務の無利子融資への借換をしたい。	実質無利子・無担保融資への借換制度	▶ 融資を実質的無利子化	▶ 経済産業省中小企業金融相談窓口 ☎0570-783-183	▶ P 07
	一時的な生活資金が必要。	福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)	▶ 連帯保証人不要 ▶ 無利子 ▶ 最大20万円融資	▶ 新宿区社会福祉協議会 地域活動支援課 ☎03-5273-3546	▶ P 07
民間金融機関から融資を受けたい。	セーフティネット保証4号・5号 危機関連保証	▶ 融資が受けやすくなる認定	▶ 新宿区文化観光産業部 産業振興課 ☎03-3344-0702	▶ P 08	
各種相談	支援策や今後の経営について相談したい。	各種特別相談窓口	▶ 支援策や融資、経営についての相談に対応	▶ 新宿区文化観光産業部 産業振興課 ☎03-3344-0702 ※ほか、内容によって様々な窓口あり	▶ P 09
	金融機関への返済を猶予したい。	新型コロナ特例リスケジュール	▶ 金融機関への返済猶予調整も含めて支援	▶ 東京都中小企業再生支援協議会 ☎03-3283-7425	▶ P 09
	税金や社会保険料等の支払いが負担になっている。	税金、社会保険料、電気・ガス料金などの支払猶予	▶ 支払の猶予・軽減・免除を実施	▶ 各担当窓口へ	▶ P 09
その他	テイクアウトやデリバリー等を新たに始める。	「新宿ルーペ」による情報発信 業態転換支援事業	▶ WEB上での発信、 ▶ 最大100万円の補助	▶ 新宿ルーペについて 新宿区商店会連合会 ☎03-3344-3130 業務転換支援事業について 東京都中小企業振興公社 経営戦略課 ☎03-5822-7232	▶ 裏表紙

[ Provision ]

受給までの一般的な流れ

Step 01

申請条件を確認する

Step 02

必要書類をそろえる

【一般的な必要書類】  
 ・売上台帳等、売上の減少が確認できる書類  
 ・入金口座確認資料(通帳等)  
 ・本人確認書類等

Step 03

インターネットや郵送で申し込む

Step 04

審査後、入金

## Support 01

1月以降、感染症拡大の影響で前年同月比事業収入が50%以上減少した月がある中小事業者・個人事業主

最大  
**200万円**  
個人事業主は最大100万円

持続化給付金 中小企業庁

給付額

- ✓ 中小事業者最大200万円、個人事業主最大100万円。
- ✓ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いたもの。
- ✓ 給付額の算出方法  
前年の総売上(事業収入)  
- (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

[ 算出例(法人の場合) ]

・直前の事業年度(令和元年度)の年間事業収入 ▶ 500万円  
 ・4月の月間事業収入 ▶ 20万円(前年同月比50%以下)  
 ・算出式 500万円 - (20万円×12ヶ月) = 260万円  
 給付額:200万円

申請期限

令和3年1月15日(金)まで

※申請後、通常2週間程度で登録の銀行口座に振込。

詳細確認・問い合わせ

☎ 0120-115-570  
 ☎ 03-6831-0613  
 (IP電話等の場合、通話料がかかります)

持続化給付金事業 コールセンター  
 6月: 全日 8:30~19:00 7月: 土・祝日を除く 8:30~19:00  
 8月: 土・祝日を除く 8:30~17:00



[ ホームページ ]



[ LINE ]

主な条件

- ✓ 資本金10億円未満(ないし従業員2千人以下)の中小事業者や個人事業主。
- ✓ 令和元年以前から事業収入(売上)があり、今後も事業を継続する意思がある。
- ✓ 1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」)が存在する。

手続き

- 1 申請の要件を確認し、証拠書類を準備。
- 2 持続化給付金HPから申請ボタンを押し、メールアドレスなどを入力し仮登録。
- 3 届いたメールから本登録。
- 4 ID・パスワードを入力しマイページ作成。
- 5 マイページから申請情報入力し、証拠書類をアップロードすれば申請完了!  
 ※電子申請を行うことが困難な場合には、「申請サポート会場」で受付可能。

LINE公式アカウントからもお問い合わせできます。

[ ホームページ ]

[ LINE ]

## Support 02

東京都の要請に応じて休業や営業時間短縮を行った都内の中小事業者・個人事業主

50万円

複数の事業所で休業の場合100万円

東京都感染拡大防止協力金 東京都

手続き

- ✓ 必要書類を準備し、オンライン・郵送・持参にて提出。
- ✓ 税理士などの専門家の確認・相談を推奨。相談費用は一定の基準で東京都が負担。

申請期限

6月15日(月)まで

詳細確認・問い合わせ

☎ 03-5388-0567

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
 全日9:00~19:00

主な条件

- ✓ 中小事業者および個人事業主。
- ✓ 東京都が指定する対象施設を4月10日以前から運営している。
- ✓ 4月16日~5月6日の全期間で都の要請に応じて休業等を行った。
- ✓ 5月7日からの措置期間の協力金の取扱いについては、ホームページをご確認ください。



対象施設の確認はこちらから



[ ホームページ ]

## Support 03

感染症により売上減少した店舗賃借人の家賃軽減を行った賃貸人

最大  
**150万円**

新宿区店舗等家賃減額助成 新宿区

助成額

- ✓ 1物件につき、減額した家賃の1/2。
- ✓ 最大月5万円、1賃貸人につき5物件まで。
- ✓ 4月~10月までのうち最大6ヶ月の賃料が対象。

申請期限

11月30日(月)まで

詳細確認・問い合わせ

☎ 03-5273-3554  
 FAX 03-5273-4197

新宿区文化観光産業部  
 店舗等家賃減額助成担当  
 平日8:30~17:00

主な条件

- ✓ 賃貸人が小規模企業者または個人事業主。
- ✓ 新宿区内に1年以上住所を有し、区内の対象物件を2年以上所有。
- ✓ 新宿区内の住所が1年未満の場合は、区内の対象物件を5年以上所有していること。
- ✓ 賃貸人と賃借人が同一人物ではない。
- ✓ 賃借人が新型コロナウイルスの影響で前年同月比5%以上の売上高減少。
- ✓ 賃借人の申立書により、賃貸人が家賃を減額している。



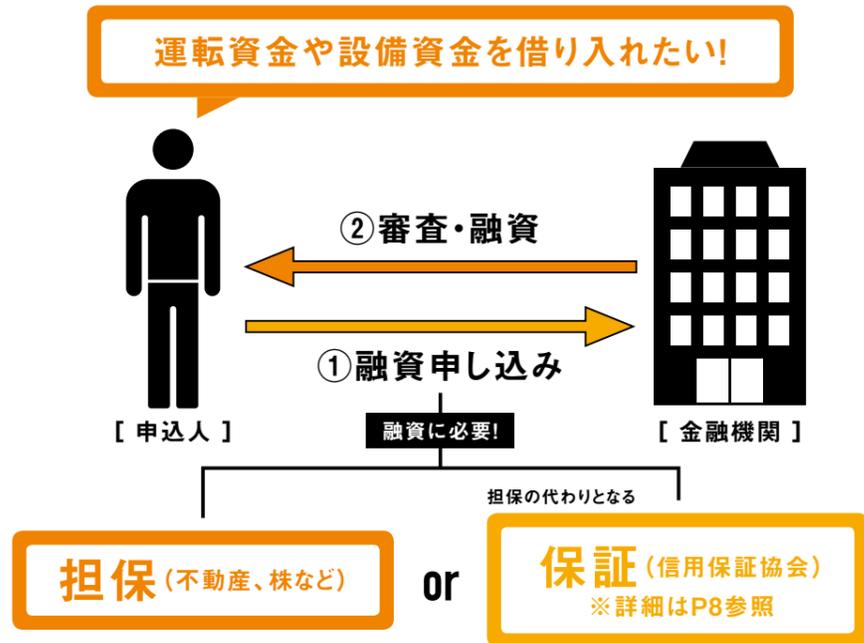
[ ホームページ ]

[ Provision ]

# 融資

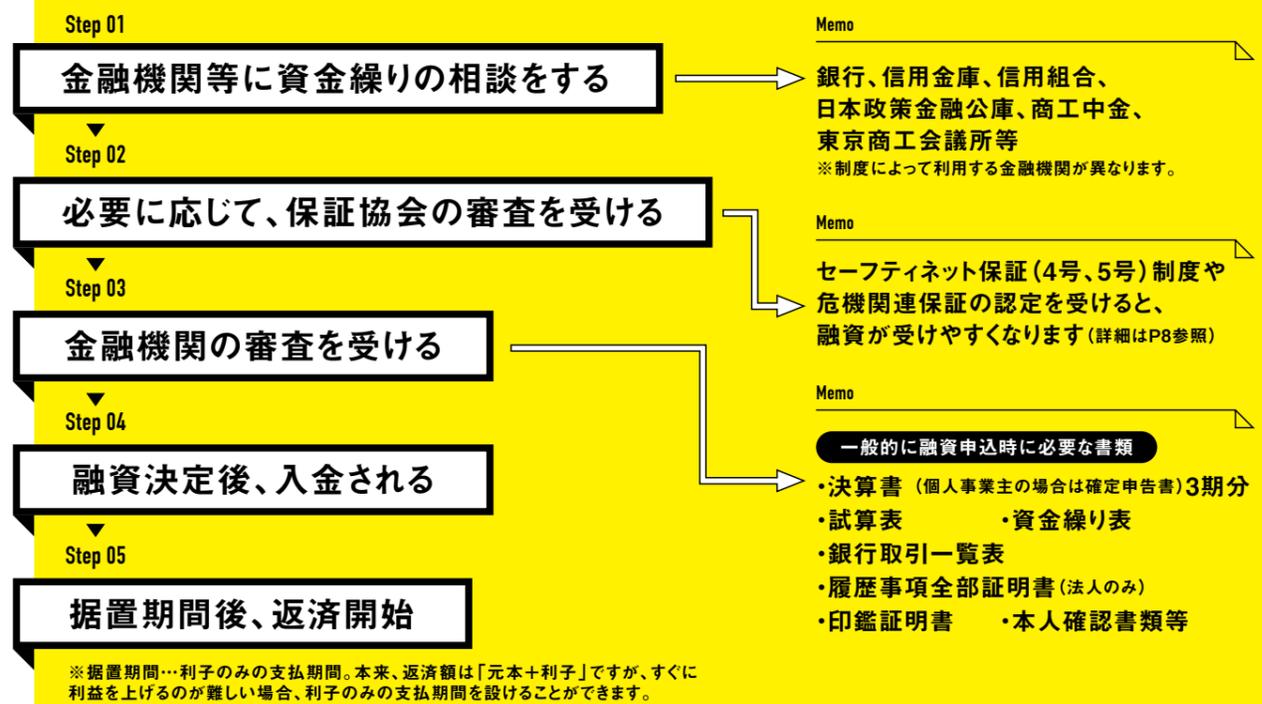
[Financing]

## 融資の仕組み



- 区や都、国の制度活用で実質無利子に!
- 信用保証協会利用時に発生する保証料を、今なら区や都などが補助。

一般的な融資の流れ



次ページより詳細をご紹介します

# 助成金・給付金

[Provision]

Support 05

## 販路開拓など新たな取組みを行う小規模事業者

掛かる経費のうち最大 100万円

小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型) 日本商工会議所

主な条件

- 対象は小規模事業者。補助率は2/3または3/4。
- 「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれかに取り組む。
- 持続的な経営に向けた経営計画を策定している。

申請期間

詳細はホームページをご確認ください。

詳細確認・問い合わせ

☎ 03-6447-5485

日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局 平日9:30~12:00、13:00~17:30



Support 04

## 労働者を休業させている雇用主

最大休業手当の10割

雇用調整助成金の特例措置 厚生労働省

主な条件

- 4月1日~6月30日までの休業に対応。
- 直近1ヶ月の売上高などが前年同月比5%以上減。

詳細確認・問い合わせ

☎ 0120-60-3999

雇用調整助成金コールセンター 全日9:00~21:00

新宿区の方は

☎ 03-3200-8609

ハローワーク新宿 平日8:30~17:15



Support 06

## 収入が減少したため、生活を支援してほしい10万円

一人 10万円

特別定額給付金 総務省

※詳細はお住まいの区市町村にお問い合わせ下さい。

手続き

- 区市町村から届く申請書を郵送もしくはオンラインで申請。オンラインの場合はマイナンバーカードが必要。

申請期限

8月下旬(予定)まで

※区市町村によって異なります。

主な条件

- 対象は4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人。
- 年金受給、失業保険受給、生活保護被保護も支給対象。
- 4月27日以降に亡くなった人も対象。
- 受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主。

給付金詐欺に要注意!

詳細確認・問い合わせ

☎ 0120-260020

総務省 特別定額給付金コールセンター 全日9:00~20:00



新宿区の方は

☎ 03-5273-4353

FAX 03-5273-4366

新宿区特別定額給付金コールセンター 全日9:00~19:00



## 1ヶ月の売上が前年比5%以上減少している小規模事業者に無担保・無保証で融資

融資限度額  
**3000万円**  
無担保・無保証

### 新型コロナウイルス対策マル経融資

東京商工会議所

#### 手続き

- 1 東京商工会議所に事前連絡の上、書類を持参。
- 2 認定員が、事業実態を把握。
- 3 審査(東京商工会議所→日本政策金融公庫)。
- 4 融資決定後、日本政策金融公庫と契約。
- 5 入金。

#### ポイント

- ✓ 商工会議所の経営指導員の指導を受け、推薦を受けた小規模事業者が対象。
- ✓ 無担保・保証人不要。
- ✓ 特別利子補給制度(P7下枠参照)の活用で実質的に無利子化。
- ✓ 保証協会の利用が不要。

#### 貸付期間

運転資金 **7年以内**(据置3年以内) 設備資金 **10年以内**(据置4年以内)

詳細確認・問い合わせ

☎ **03-3345-3290**

東京商工会議所 新宿支部  
平日9:00~17:00



## (比較的)高額な事業資金を要する事業者向け融資

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫

最大融資額

中小企業事業 **3億円**(別枠)  
国民生活事業 **6000万円**(別枠)

詳細確認・問い合わせ

☎ **0120-154-505**

日本政策金融公庫  
事業資金相談ダイヤル  
平日9:00~17:00



### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

商工中金

最大融資額  
**3億円**

詳細確認・問い合わせ

☎ **0120-542-711**

商工組合中央金庫相談窓口  
全日9:00~17:00



## 緊急かつ一時的な生活資金が必要

最大融資額  
**20万円**

### 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)

新宿区社会福祉協議会

#### ポイント

- ✓ 申請から交付まで10日~2週間程度(郵送受付)。
- ✓ 連帯保証人不要・無利子。

#### 貸付期間

**2年以内**(据置1年以内)

詳細確認・問い合わせ

☎ **03-5273-3546**

新宿区社会福祉協議会地域活動支援課  
平日8:30~17:00



## 日本政策金融公庫や商工中金、民間金融機関(都制度融資)で実質無利子・無担保融資へ借換可能

上記の融資のうち売上が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減します。

#### 対象

- 1 個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし
- 2 小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少
- 3 中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少

#### 利子補給

### 借入後当初3年

詳細確認・問い合わせ

☎ **0570-783-183**

経済産業省中小企業金融相談窓口  
全日9:00~19:00



## 新宿区独自の制度融資! 信用保証料と利子を全額補助

融資限度額  
**500万円**  
信用保証料不要  
利子負担なし

### 商工業緊急資金(特例)

新宿区

#### 手続き

- 1 区の面談の予約をとる。
- 2 面談までに、必要書類を揃える。
- 3 面談を受ける(約1時間)。
- 4 面談後、紹介状を発行(通常、3営業日後)。
- 5 紹介状を金融機関に持ち込み、融資の申込み。
- 6 金融機関・保証協会の審査。
- 7 決定後、融資実行。
- 8 据え置き期間経過後、返済開始。

#### ポイント

- ✓ 区が融資をあっせんして、信用保証料と利子を全額補助する制度。
- ✓ 新宿区内で1年以上事業を行っている事業者が対象。
- ✓ 一部金融機関では直接申し込みも可能。

#### 受付期間

令和3年3月31日(水)まで

#### 貸付期間

**5年以内**(据置6ヶ月以内)

一部金融機関では区の面談が不要な直接申込を受付中!

対象の金融機関はこちら▶



詳細確認・問い合わせ

☎ **03-3344-0702**

新宿区文化観光産業部  
産業振興課  
平日8:30~17:00



## 東京都が保証料と当初3年間の利子を全額補助する融資制度

融資限度額  
**3000万円**  
無利子・無担保  
信用保証料不要

### 感染症対応融資

東京都

#### 貸付期間

運転資金・設備資金  
**10年以内**(据置5年以内)

#### ポイント

- ✓ セーフティネット保証4号・5号、危機保証に関する区の認定が必要。
- ✓ 無利子は、融資実行から3年間に支払う分が対象。
- ✓ すべての取扱指定金融機関で受付可能。



取扱指定金融機関はこちらから

他にもある!都の融資制度

### 危機対応融資

東京都

#### 対象

- ✓ 最近1ヶ月の売上が前年同月比で15%以上減少。かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれる事業者。
- ✓ 危機関連保証の認定を受けている(P8参照)。

#### 貸付期間

運転資金・設備資金 **10年以内**(据置2年以内)

融資限度額  
無担保  
**8000万円\***

信用保証料不要

利子負担なし

融資実行後3年

\*詳細はホームページを

ご参照下さい。

### 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

東京都

#### 対象

- ✓ 最近3ヶ月の売上又は今後3ヶ月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少している事業者。

#### 貸付期間

運転資金 **10年以内**(据置5年以内)  
設備資金 **15年以内**(据置5年以内)

詳細確認・問い合わせ

☎ **03-5320-4877**

東京都産業労働局  
金融部金融課  
平日9:00~17:00



## 保証制度について

### 保証協会とは

- ✓ **中小企業者・個人事業主に対して担保の代わりに「保証人」となる公的機関。**
- ✓ **利用には保証料が必要ですが、現在、制度融資を活用すると軽減措置があります。**

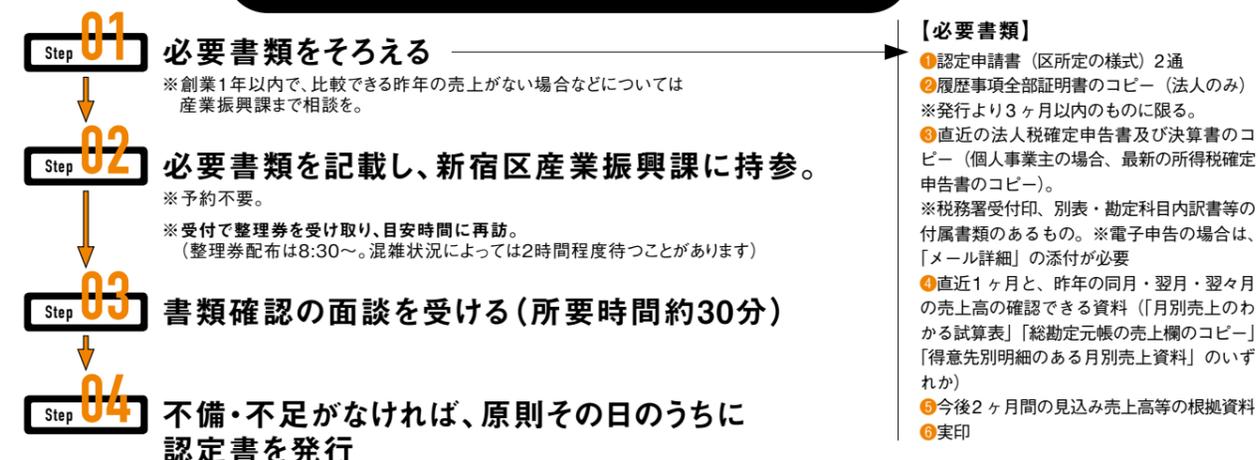
### セーフティネット保証制度、危機関連保証とは

- ✓ **認定を受けると金融機関からの融資を受けやすくなります。**
- ✓ **認定は無料です。**
- ✓ **認定は新宿区産業振興課が窓口です(予約不要)。**
- ✓ **政府系金融機関では認定は不要です。**

## 主な保証の種類

<b>セーフティネット保証4号</b> <small>(中小企業信用保険法 第2条第5項第4号)</small> 売上高が前年同月比 <b>20%以上減少</b> している等。	<b>セーフティネット保証5号</b> <small>(中小企業信用保険法 第2条第5項第5号)</small> 最近3ヶ月の売上高が前年同月比 <b>5%以上減少</b> している等。	<b>危機関連保証</b> <small>(中小企業信用保険法 第2条第6項)</small> 売上高が前年同月比 <b>15%以上減少</b> している等。
--	---	---

## 新宿区での認定取得までの流れ



[詳細確認・問い合わせ] ☎ **03-3344-0702**

新宿区文化観光産業部産業振興課  
 平日8:30～17:00



セーフティネット保証  
 4・5号について



危機関連保証  
 について

## 支援策について直接相談をしたい!

内容に応じて各種特別相談窓口があります。

### 01 経営全般

新宿区産業振興課 平日8:30～17:00

☎ **03-3344-0702**

東京商工会議所 平日9:00～17:00

☎ **03-3283-7700**

東京都中小企業振興公社 平日9:00～16:30

☎ **03-3251-7881**

### 02 資金繰り・融資

新宿区産業振興課 平日8:30～17:00

☎ **03-3344-0702**

日本政策金融公庫 平日9:00～17:00

☎ **0120-154-505**

東京都産業労働局 平日9:00～17:00

☎ **03-5320-4877**

経済産業省中小企業金融相談窓口  
全日9:00～17:00

☎ **0570-783183**

### 03 金融機関へのリスケジュールの相談

東京都中小企業再生支援協議会 平日9:00～17:30

☎ **03-3283-7425**

## 税金などの支払いが難しい!

支払いの猶予や減免を受けられる場合があります。

### 都税(都民税、事業税など)

新宿都税事務所 平日8:30～17:00

☎ **03-3369-7151**



### 国税(所得税、法人税など)

国税局猶予相談センター 平日8:30～17:00

☎ **0120-948-271**



### 特別区税(特別区民税など)

新宿区役所 平日8:30～17:00

☎ **03-3209-1111** (代表)



### 確定申告について

新宿税務署 平日8:30～17:00

☎ **03-6757-7776**



四谷税務署 平日8:30～17:00

☎ **03-3359-4451**



### 保険料などについての問い合わせ

厚生年金保険料、  
 国民年金保険料

→ 新宿年金事務所  
 ☎03-5285-8611

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料  
 介護保険料など保険料

→ 新宿区の各担当課  
 ☎03-3209-1111(代表)

電気、ガス、水道料金  
 → 契約している事業者

## 発信

### 無料でテイクアウトやデリバリー情報を紹介

Support ▶

#### 新宿ルーペ

新宿区商店会連合会が運営する、区内の店舗・商店会と顧客をつなぐSNSサイト「新宿ルーペ」では、テイクアウトやデリバリーを行う飲食店の情報を発信しています。



あなたの店も掲載しませんか？

**Step 1** 「新宿ルーペ」の掲載申し込みフォームからメニュー、金額、提供時間、宅配範囲などを記入して申請。

**Step 2** 新宿ルーペ上のマップと店舗リストに掲載!

問い合わせ

☎ **03-3344-3130**

新宿区商店会連合会



【ホームページ】 【申請フォーム】

## 助成

### テイクアウトやデリバリー、移動販売にかかる経費を補助

Support ▶

#### 業態転換支援事業(東京都中小企業振興公社)

最大**100**万円補助

申請期限

11月25日(水)まで

※ただし、予算に達した場合は終了。  
※助成対象期間は交付決定日から令和3年1月31日の間で、着手日(契約・発注日)から最長3ヶ月間。

Point

- ✓ 予算に限りがあるのでお急ぎください!
- ✓ 申請書類を郵送で公社に送付。
- ✓ 対象は、区内で飲食業を営む中小企業者・個人事業主。
- ✓ 新たにテイクアウト、デリバリー、移動販売を開始する際の販売促進費、車両費、器具備品費などの初期経費を助成。

詳細確認・問い合わせ

☎ **03-5822-7232**

✉ [senryaku\\_josei@tokyo-kosha.or.jp](mailto:senryaku_josei@tokyo-kosha.or.jp)

東京都中小企業振興公社 経営戦略課  
業態転換担当 平日9:00~16:30



【ホームページ】

詳細確認・問い合わせ

☎ **03-3344-0701**

✉ [shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp](mailto:shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp)

新宿区文化観光産業部 産業振興課  
平日8:30~17:00



【ホームページ】

新宿区は、テイクアウト・デリバリー等を行う店舗を支援します!